

議案第47号

大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年8月25日提出

大府市長 岡 村 秀 人

大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大府市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（個人番号の利用範囲） 第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務、<u>市長又は教育委員会が第3項の規定により利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務並びに市長又は教育委員会が第4項の規定により同項に規定する住登外者宛名情報であって自らが保有するものを利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務</u>とする。 2・3 略	（個人番号の利用範囲） 第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務<u>及び市長又は教育委員会が第3項の規定により利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務</u>とする。 2・3 略

改正後	改正前																						
<u>4</u> 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。																							
<u>5</u> 略	<u>4</u> 略																						
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）																						
<table> <tr> <th data-bbox="174 767 365 831">機関</th><th data-bbox="369 767 1102 831">事務</th></tr> <tr> <td data-bbox="174 834 365 887"></td><td data-bbox="369 834 1102 887"></td></tr> <tr> <td data-bbox="174 890 365 1262"> <u>7</u> 略 </td><td data-bbox="369 890 1102 1262"> 略 </td></tr> <tr> <td data-bbox="174 1265 365 1329"> <u>8</u> 略 </td><td data-bbox="369 1265 1102 1329"> 略 </td></tr> <tr> <td data-bbox="174 1332 365 1385"> <u>9</u> 略 </td><td data-bbox="369 1332 1102 1385"> 略 </td></tr> </table>	機関	事務			<u>7</u> 略	略	<u>8</u> 略	略	<u>9</u> 略	略	<table> <tr> <th data-bbox="1137 767 1328 831">機関</th><th data-bbox="1332 767 2065 831">事務</th></tr> <tr> <td data-bbox="1137 834 1328 887"></td><td data-bbox="1332 834 2065 887"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1137 890 1328 1262"> <u>7</u> 略 </td><td data-bbox="1332 890 2065 1262"> 略 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1137 1265 1328 1329"> <u>8</u> 市長 </td><td data-bbox="1332 1265 2065 1329"> <u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u> </td></tr> <tr> <td data-bbox="1137 1332 1328 1385"> <u>9</u> 略 </td><td data-bbox="1332 1332 2065 1385"> 略 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1137 1388 1328 1441"> <u>10</u> 略 </td><td data-bbox="1332 1388 2065 1441"> 略 </td></tr> </table>	機関	事務			<u>7</u> 略	略	<u>8</u> 市長	<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>9</u> 略	略	<u>10</u> 略	略
機関	事務																						
<u>7</u> 略	略																						
<u>8</u> 略	略																						
<u>9</u> 略	略																						
機関	事務																						
<u>7</u> 略	略																						
<u>8</u> 市長	<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>																						
<u>9</u> 略	略																						
<u>10</u> 略	略																						

改正後			改正前		
10 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの				
11 略	略		11 略	略	
12 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの				

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	大府市子ども医療費助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第 7 条第 4 号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	大府市子ども医療費助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第 7 条第 4 号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報

改正後				改正前			
		付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人保護関係情報」という。）、<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）<u>又は住登外者宛名情報</u>				（以下「生活保護関係情報」という。）、生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人保護関係情報」という。）<u>又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの	

改正後			改正前		
		であって規則で定めるもの			
2 市長	大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例による母子家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	2 市長	大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例による母子家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報 <u>又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの
3 市長	大府市障がい者医療費助成に関する条例による障がい者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登</u>	3 市長	大府市障がい者医療費助成に関する条例による障がい者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報 <u>又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
		<u>外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの			て規則で定めるもの
4 市長	大府市精神障がい者医療費助成に関する条例による精神障がい者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	4 市長	大府市精神障がい者医療費助成に関する条例による精神障がい者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報 <u>又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの
5 市長	遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報 <u>又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	5 市長	遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報 <u>又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
6 市長	障害児福祉手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、 <u>住民票関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	6 市長	障害児福祉手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 <u>又は住民票関係情報</u> であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
7 市長	後期高齢者福祉医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	7 市長	後期高齢者福祉医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報 <u>又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの
			8 市長	<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務</u> であって規則で定めるもの	<u>法別表の23の項の下欄に掲げる事務に関する利用特定個人情報であって規則で定めるものの</u>
8 市長	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で	9 市長	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報 <u>又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの

改正後				改正前			
		定めるもの					
9 市長	不育症治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの		10 市長	不育症治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報 <u>又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの	
別表第3（第5条関係）				別表第3（第5条関係）			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略
3 略	略	略	略	3 略	略	略	略
4 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	教育委員会	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>				

改正後					改正前				
<u>5</u>	略	略	略	略	<u>4</u>	略	略	略	略
<u>6</u>	略	略	略	略	<u>5</u>	略	略	略	略
<u>7</u> 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの						

附 則

この条例は、令和8年11月24日から施行する。